

京都市告示第732号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの図書室の臨時休室について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年3月25日

京都市長 松井孝治

臨時に休室する日

令和8年 5月29日 (金)

7月14日 (火)、15日 (水)、16日 (木)

11月27日 (金)

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)